

非婚ひとり親に寡婦（夫）控除の適用をする所得税法改正を求める意見書

所得控除の一つの寡婦控除は、婚歴のない非婚のひとり親は受けられません。また寡夫控除はさらに要件が厳しくなっています。

これまで各自治体の独自判断で保育料の算定等で寡婦（夫）控除のみなし適用が実施されてきました。同じく根室市でも2015年度から実施しています。こうした中、政府は2018年度に「未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等 において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する」としています。

また、公営住宅では2015年10月に非婚の母または父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦（夫）控除の対象とする公営住宅法施行令の改正がされています。

しかし、こうした取り組みだけでは所得税や住民税が多く徴収される現状はわかりません。

よって政府においては税負担の格差など含めて非婚の母または父が差別されている状態を解決するために、また子どもの貧困への対策の観点からも、非婚のひとり親家庭を寡婦（夫）控除の対象とする所得税法の改正を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣